

4月1日以降のし尿処理手数料・浄化槽汚でい処分手数料を改定します

改定後の額

●し尿処理手数料

40ℓにつき550円（改定前309円）

●浄化槽汚でい処分手数料

40ℓにつき66円（改定前37円）

※手数料の改定によるクリーンチケット（し尿処理券）の金額や取り扱いなど、詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。



環境対策G（☎055-2958）

有機フッ素化合物（PFAS）の検査結果について

市は、各浄水場における原水や浄水の有機フッ素化合物（PFAS）について検査しており、その結果、全ての国の暫定目標値を大きく下回っています。



これからも、安全でおいしい水道水をご利用ください。



▲検査結果（左：上水道、右：簡易水道）

水道G（☎055-510）

北海道の最低賃金について

北海道の最低賃金は、令和6年10月1日に時間額1010円に改定されました。道内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

北海道労働局

（☎011-709-2311）

家屋表示板を配布します

住宅を新築・改築した方や表示板を紛失・破損した方を対象に、家屋などの所在を分かりやすくする家屋表示板を無償で配布します。

申込方法 申し込みフォームまたは都市政策グループ窓口



同G（☎053-230）

市街に出没するエゾシカにご注意ください

近年、住宅地や道路脇など市街地にエゾシカが出没する機会が多くなっています。

エゾシカを発見した場合、脅かしたり追い回したりすると、道路に飛び出して交通事故の原因

因になったり、暴れて人に向かうなど、予期せぬ行動を取ることがあります。

市街地でエゾシカを見つけたときには、決して近付かず、冷静に見守るようにしてください。

農林水産G（☎052-321）

あれこれなんでも相談会

弁護士、税理士、司法書士、宅地建物取引士、社会保険労務士などの専門家が相談に乗るほか、さまざまな業種が集うロータリークラブの会員の経験、知識を生かし、悩みや困り事などの相談に無料で幅広く応じます。

日時 2月8日（土）10時～15時

場所 室蘭市市民会館（室蘭市）

輪西町2丁目5-11

対応可能な相談内容 法律トラブル、税金や会計、年金、社会保険、不動産の活用や処分、成年後見、医療、保険、相続、終活、冠婚葬祭、住宅全般、ビジネス、事業承継など

司法書士小林進事務所

（☎012-2300）

2月1日から3月18日はサイバーセキュリティ月間です

サイバーセキュリティ月間を通じて基本的なセキュリティ知識を学び、サイバー犯罪の被害に遭わないようにしましょう。

室蘭警察署（☎011-040110）

人権擁護委員を紹介します

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受け、人権擁護に関わる活動を行う『あなたの街の相談パートナー』です。家庭内のもめ事や隣近所でのトラブルなど、日常生活における問題の相談を受け付けます。難しい手続きはなく、無料で、秘密は厳守します。困ったことがありましたら気軽にご相談ください。

氏名	住所
渋谷隆芳	登別温泉町
畠山基子	登別本町
白戸邦昭	若草町
中西広満	若草町
三澤由比子	若山町
中山重夫	美園町
石山正志	柏木町
小澤範男	富岸町

問い合わせ 市民協働グループ（☎052-2139）

屋根からの落氷雪事故防止などのお願い 問い合わせ 土木・公園グループ（☎053-260）

例年、落氷雪事故による死傷者が後を絶ちません。次の点を留意し、事故防止に協力ください。

- 屋根から雪やつらが道路に落ちるような建物は、屋根に丈夫な雪のすべり止めなどを付けるようにしてください
- 雪のすべり止めは雪が多くなる前に点検し、悪いところがあれば早く修繕してください
- 屋根の雪、氷、つらは、気温の上昇や降雨により落ちやすくなるため、早めに取り除くようにしてください。雪下ろしなどをする場合は、歩行者などに危険のないよう十分に注意してください
- ビルの壁、窓枠、道路に突き出た看板などからの落氷雪は少量でも危険なため、付着した雪や氷を取り除いてください
- 気温が高くなると歩道に屋根の雪やつらが落ちる恐れがあるため、軒下の通行はできるだけ避け、通行するときは十分注意するほか、小さな子どもを歩道で遊ばせないようにしてください
- 屋根から大量の雪が落ちたときは、すぐに負傷者がいないかどうか確認し、通行の支障にならないよう雪を処理してください
- 歩行者の通行支障や交通事故などが発生する可能性があるため、敷地内の雪を道路に出さないようにしてください